

議員提出議案第五号

箕面市議会委員会条例及び箕面市議会議会運営委員会条例改

正の件

箕面市議会委員会条例及び箕面市議会議会運営委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和三年九月三日提出

箕面市議会議員 藤 田 貴 支

同 神 田 隆 生

同 堀 江 優

同 中 西 智 子

同 田 中 真 由 美

同 川 上 加 津 子

箕面市条例第 号

箕面市議会委員会条例及び箕面市議会議会運営委員会条例の

一部を改正する条例

(箕面市議会委員会条例の一部改正)

第一条 箕面市議会委員会条例(昭和三十四年箕面市条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

(開会方法の特例)

第十二条の二 委員長は、災害の発生等又は重大な感染症のまん延を防止するための措置により委員が委員会の招集場所に参集することが困難であると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開会することができる。

- 2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる出席を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 前項の許可を得て委員会に出席した委員は、次条、第十四条第一項及び第二十七条第一項の出席委員とする。
- 4 オンラインを活用した委員会における表決の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

(箕面市議会議会運営委員会条例の一部改正)

第二条 箕面市議会議会運営委員会条例（平成九年箕面市条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第十三条中「第十二条」の下に「、第十二条の二」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

箕面市議会議会委員会及び箕面市議会議会運営委員会において、オンラインの活用を可能とするため、本条例を改正するものである。